

令和2年度に実施した書面及び実地監査における主な指摘事項

(確定給付企業年金)

東北厚生局

区分	指 摘 事 項 の 例
加入者	加入者原簿には、法施行規則に規定する「基礎年金番号」を記載すること。
給付	事業主は、加入者の資格を喪失した者に対して、脱退一時金相当額の移換（企業年金の通算措置）に関する説明を行うこと。
	裁定請求書には、生年月日を証明する書類を添付させること。
代議員及び理事	監事監査は、通知に定める事項をもれなく実施すること。
個人情報保護	個人情報の漏えい等の事案を想定した報告体制を整備すること。
	企業年金等に関する個人データ管理責任者及び個人データを取り扱う担当者に対し、必要な教育及び研修実施に努めること。
	特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針及び取扱規程等を速やかに策定すること。
資産運用	積立金の運用については、法施行令に規定する「目的などを記載した基本方針」などを速やかに策定すること。
その他	基金原簿については、改正履歴を詳細に記録すること。
	確定給付企業年金の業務概況については、法施行規則に規定される標準的な給付額及び給付設計などを毎事業年度1回以上、加入者に周知すること。